

入札条件及び指示事項（業務用）

入札条件	1 入札心得 入札参加者は、入札公告、設計図書及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、「入札の心得」及び下記事項に留意して入札しなければならない。 (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。 (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。 2 申請様式等 この入札に関連する情報及び申請様式については、長門市監理管財課ホームページに掲載するので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。 (https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/47891.html) 3 電子入札システムの利用 (1) 入札方法 建設工事等の入札については、原則電子入札システムによること。 ただし、電子入札システムを利用できない特別な事情がある場合に限り、書面（紙）による入札参加を認める。 (2) 利用方法等 電子入札システムを利用する者は、「長門市電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。 また、電子入札システムの利用については、長門市電子入札ポータルサイトを参照し、必要な準備を行うこと。 (https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/47891.html) 4 設計図書等の配布 (1) 掲載場所及び日時 入札に必要な設計図書等については、入札公告又は指名通知の日に、長門市電子入札ポータルサイトの入札情報公開サービスに掲載する。 (https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0620066006A006A0) (2) 掲載の終了 開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。
------	---

入札条件及び指示事項（業務用）

	5 入札に関する質問 (1) 質問の方法及び受付期間 入札公告及び「入札の心得」に定めるとおりとする。 (2) 回答の方法 入札公告及び「入札の心得」に定めるとおりとする。 (3) 掲載の終了 開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。 6 入札の執行 (1) 入札書に記載する金額 落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 入札書の提出方法 「長門市電子入札実施要領」及び「電子入札における紙入札の手引き」に定める事項に留意して、入札書を提出すること。 ア 電子入札システムにより提出する場合 入札書受付期間内に電子入札システムにおいて、入札金額及びくじ番号を入力して送信すること。 イ 書面により提出する場合 入札書受付期間内に入札書及び紙入札参加承認願（承認書）を封筒に入れ、封印したものを持参又は郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）により提出すること。また、封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きすること。 ※書面により入札書を提出する場合は、「長門市電子入札実施要領」に定めるところにより、事前に紙入札参加承認を受けなければならない。 (3) 入札書の訂正等 入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回することができない。 (4) 入札の実施回数 入札公告及び「入札の心得」に定めるとおりとする。 (5) 入札書を提出しない場合の取扱い 「入札の心得」に定めるとおりとする。 7 技術提案資料 この入札が総合評価方式により実施される場合、入札参加者は技術提案資料を提出しなければならない。この場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。 (1) 提出方法
--	---

入札条件及び指示事項（業務用）

	「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。 (2) 作成説明会 技術提案資料の作成方法等に関する説明会は、原則として行わない。 (3) 提出書類の訂正 「入札の心得」に定めるとおりとする。また、受理した技術提案資料については、返却しない。 (4) 費用負担 技術提案資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。 8 入札の辞退 「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。 9 入札の延期又は中止 電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方法を変更するなどの処置を行うものとする。 それ以外については、「入札の心得」に定めるとおりとする。 10 再度入札 入札公告、「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。 11 入札の無効 「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。 12 入札の失格 「入札の心得」に定めるとおりとする。 13 先抜け方式 この入札が先抜け方式による場合は、「長門市先抜け方式入札実施要領」に定めるとおりとする。ただし、何らかの原因により、同時発注した業務のいずれかの入札が同一日に執行できなくなった場合は、当該業務の入札は先抜け方式の対象から除外されるものとする。 14 最低制限価格等 (1) 制度要領等 この入札が最低制限価格制度の適用対象工事である場合、入札参加者は「長門市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領」に定める事項に留意すること。 15 落札決定の方法
--	---

入札条件及び指示事項（業務用）

「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。

16 入札の公平性・公正性の確保

(1) 入札・契約手続の取り止め

予定価格、入札公告、発注図書、質問への回答等の「入札の前提となる条件」に不整合があった場合等において、発注者が入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、落札決定前にあつては入札を中止し、落札決定後契約締結前にあつては落札決定を取り消す。

(2) 建設工事等における積算内容確認の実施

設計金額が 100 万円を超える業務については、「長門市建設工事等における積算内容確認の実施要領」の定めにより積算内容確認の手続きを行う。

(3) 予定価格の公表

設計金額が 100 万円を超える全ての業務委託において、予定価格の公表を「事後公表」とする。

なお、災害復旧及び災害関連工事に係る業務委託については、「事前公表」する場合がある。

17 契約の締結

(1) 契約書の作成

発注者は、契約書案を作成し落札者に提示する。

落札者は、契約書案と入札公告、入札情報の内容を確認し、指定された契約約款を使用して契約書を作成するとともに、契約を締結する日までに発注者に提出しなければならない。

(2) 議会の承認

予定価格が 1 億 5,000 万円以上の請負契約については、議会の承認の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。

(3) 契約の解除等

落札者が契約締結までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

なお、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の請負契約については、仮契約後議会の議決までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

18 契約保証金

業務委託については、免除とする。

19 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者

管理技術者の手持ち業務の件数は、当該業務を含め同時に 10 件までとする。

入札条件及び指示事項（業務用）

なお、手持ち業務とは、委託料の額が 300 万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する他の業務を指し、業務の種類は問わない。ただし、災害復旧及び災害関連工事に係る業務は対象外とする。

(2) 管理技術者及び照査技術者の雇用関係

管理技術者及び照査技術者（以下「配置技術者」という。）は、受注者と直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等））が存在する者であること。

(3) 配置技術者の変更

配置技術者の変更は、変更後の配置技術者が特記仕様書等に明示した資格要件を満たせば認める。この場合、受注者は選任通知書（変更）により配置技術者の氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。

20 支払条件等

(1) 前払金

業務 1 件の請負代金の額が 130 万円以上の設計及び調査又は測量について、請負代金の 3 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

(2) 部分払

請求できる回数は、この入札が「長門市業務委託契約約款（発注者支援業務委託用）」により契約する案件である場合は、委託期間中 1 回以内とする。

(3) 中間前払金

中間前金払を請求することはできない。

(4) 債務負担行為の場合の特例

この契約に債務負担行為が設定されている場合は、(1) に掲げる「請負代金の額」を「各会計年度の出来高予定額」とし、(2) に掲げる「委託期間」を「各会計年度の委託期間」に読み替えるものとする。

入札条件及び指示事項（業務用）

指示事項	1 施工管理基準等 受注者は、業務委託の実施に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。 港湾事業に係る業務委託の実施に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」によること。 建築事業に係る業務委託の実施に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「公共建築設計業務委託共通仕様書」によること。 2 業務の仕様 業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。 3 産業廃棄物 業務委託条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量 1 トン当たり 1,000 円を見込むこと。 また、処分方法の変更等により、課税対象となくなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。 4 適切な下請契約及び業務体制の確保 (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者を選任した場合、速やかに「管理技術者及び照査技術者選任通知書」を提出すること。 (2) 受注者は、下請契約を締結した場合、業務着手日までに「委任（下請負）承認願」を監督職員に提出すること。 (3) 受注者は、長門市において指名停止期間中にある者を下請負人として選定することはできないものとする。 5 再委託の禁止 受注者は、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、やむを得ない事情により、再委託する必要があると発注者が認める場合は、この限りではない。 6 市内産資材の活用 受注者は、設計に係る資材については、市内産資材（市内工場等で製造した資材）の活用に努めること。 7 市内業者の下請活用 受注者は、やむを得ず業務の一部を下請負に付す場合は、市内業者の活用に努めること。
------	--

入札条件及び指示事項（業務用）

	8 暴力団等の排除 (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行う全ての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。 なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「長門市が発注する建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱」別表の措置基準「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の指名停止措置を検討する。 (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。 (3) 発注者は所轄の警察署と協力し、不当介入の排除対策を講じること。 (4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。 9 労働環境改善（ウィークリースタンス）の実施 受発注者の労働環境の改善を図るため、受発注者協働により「ウィークリースタンス」を実施すること。なお、実施内容及び実施方法については、山口県土木建築部技術管理課のホームページを参照のこと。 (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23401.html) 10 関係法令の遵守 受注者は、業務委託の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 11 検査 (1) 完了検査 完了検査については、委託期間内検査を原則とする。 (2) 中間検査 発注者が必要と認めた場合に実施する。なお、検査実施時期等については別途指示する。 (3) 出来形検査 受注者から、業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分に対し、部分払の請求があったとき、契約の解除があったとき、災害の発生があったとき、成果品の全部又は一部を使用しようとするときに行う。 (4) 検査の立会い 発注者による検査時には、管理技術者及び照査技術者が立会うこと。 12 テクリスへの登録（建築関係以外の建設コンサルタント業務） 受注者は、請負代金額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認
--	--

入札条件及び指示事項（業務用）

	を受けた後に、JACIC へ登録するとともに、JACIC 発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提示すること。 登録内容確認システムにより登録申請を行う場合は、書面による「登録内容確認書」の提出は不要とする。 なお、提示の期限は、以下のとおりとする。 (1) 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、休日等を除き 15 日以内とする。 (2) 完了時登録データの提示期限は、業務完了後、休日等を除き 15 日以内とする。 (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、休日等を除き 15 日以内に更新データを提示すること。 13 公共建築設計者情報システムへの登録（建築関係の建設コンサルタント業務） 建築関係建設コンサルタント業務において、受注者は、契約金額 100 万円以上の建築設計業務について、業務委託完了後、閉庁日を除き 15 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録すること。 なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受けること。 14 個人情報の取扱い この契約の事務処理に当たっては、個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。 個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第 176 条及び第 180 条の規定により、処罰される場合があるので留意すること。 15 電子納品 受注者は、発注者が電子納品を指定した場合は、「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき電子納品を行うこと。 ただし、監督職員がやむを得ないと認めた場合は、電子納品を行わないことができる。なお、電子納品については、山口県土木建築部技術管理課のホームページを参照のこと。 (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23347.html)
--	---